

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（抜粋）

第26条関係＜別表1＞

| 種別      | 区分              |   | 金額      |
|---------|-----------------|---|---------|
| ごみ処理手数料 | 第25条の規定による処理の委託 | 1か月の排出量が600キログラム以下の場合<br><b>1か月の基本手数料</b>   | 15,600円 |
|         |                 | 1か月の排出量が600キログラムを越えた場合<br><b>10キログラム</b> （10キログラム未満は、10キログラムとする。）ごとに1か月の基本手数料に加算する額 | 260円    |
|         | 自己搬入            | 事業系一般廃棄物を市長の指定する場所に運搬した場合<br>10キログラム（10キログラム未満は、10キログラムとする。）につき                     | 130円    |